平成26年５月29日

各　　位

会　社　名　モリテック スチール株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　永　見　研　二
（ コード番号　5986　東証第１部 ）
問 合 せ 先　取締役本社管理部長　谷　口　正　典
（ TEL　06-6762-2721 ）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年５月29日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成26年６月26日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定として、定款第26条（取締役の責任免除）および定款第35条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は、変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第17条～第25条　（条文省略）	第17条～第25条　（現行どおり）
（ 新設 ）	（取締役の責任免除） 第 26 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第26条～第32条　（条文省略）	第28条～第34条　（現行どおり）
（ 新設 ）	（監査役の責任免除） 第 35 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
第６章　計　　算	第６章　計　　算
第33条～第35条　（条文省略）	第37条～第39条　（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日　平成26年６月26日
定款変更の効力発生日　平成26年６月26日

以上